

調査の概要

1 調査の目的

平成15年9月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果等を参考に、平成17年1月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定し、人権教育及び啓発の総合的かつ効果的な推進を図っている。

前回調査から5年経過することから、社会情勢の変化に伴う最近の県民意識の変化を把握し、今後の人権施策を実施していく上での必要なデータを収集するため、今回改めて調査を実施した。

2 調査項目

次の項目を内容とし、全29問とした。（前回調査は全27問、同和問題に関連して2問追加）

- (1) 人権一般について
- (2) 女性の人権
- (3) 子どもの人権
- (4) 高齢者の人権
- (5) 障がいのある人の人権
- (6) 同和問題
- (7) 外国人の人権
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等の人権
- (9) 犯罪被害者の人権
- (10) インターネットによる人権侵害の問題
- (11) 人権問題への取組み

3 調査方法

- (1) 調査地域 宮崎県内全域
- (2) 調査対象 宮崎県内に居住する20歳以上の3,000人
- (3) 抽出方法 無作為抽出
- (4) 調査方法 郵送
- (5) 調査期間 平成20年9月1日から30日

4 回収状況

	平成20年度			(前回:平成15年度)		
	発送数	回答数	回答率	発送数	回答数	回答率
全体	3,000	905	30.2%	10,000	4,155	41.6%
男性	1,408	381	27.1%	4,645	1,549	33.3%
女性	1,592	472	29.6%	5,355	2,275	42.5%
どちらともいえない	—	1	—	—	—	—
無回答	—	51	—	—	331	—

5 報告書を見る上での留意点等

- (1) 各項目の割合は有効回収数 905 件に対する割合を基本としている。ただし、問 2-2～問 2-4 については、問 2 で「ある」と答えた件数に対する割合となっている。
また、P93以降の「Ⅲ 調査数値」においては、性別、年齢構成別、地域別、職業別の欄ではそれぞれの項目ごとの合計値に対する割合となっている。
- (2) 択一式の設問のうち、問 12、問 13 及び問 15～問 17 においては、複数回答している事例が存在したが、回答者の意向をそのまま反映させるため、全てを有効として取り扱っている。
- (3) 本報告書中の表・本文等で使われている選択肢の表現は、スペースの関係で、一部省略している事例がある。
- (4) 各項目において、前回調査等との比較をする箇所では棒グラフを使用し、今回新たに設定した項目では、円グラフを使用している。
- (5) 内閣府が平成19年度に実施した「人権擁護に関する世論調査」と比較可能な項目については、内閣府調査のデータを比較引用した。この場合、本県調査と内閣府の調査の設問項目の表現に若干の相違がある場合がある。
- (6) 各調査項目の「その他」の内容を示した箇所及び自由意見欄については、基本的には原文のまま表示しているが、人名等の固有名詞や一部の不適切な表現は〇〇等に置き換えている。

6 調査結果の概況

問 1 の「今の宮崎県は『人権が尊重される県』になっていると思いますか」という設問において、肯定的な回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）が前回に比べ増加している。

県民が関心をもっている人権課題では、「子どもに関する問題」「高齢者に関する問題」が前回同様高い値を示したほか、今回新たに設けた選択肢である「北朝鮮による拉致問題」も高い関心が持たれている。

個別の各項目の中では、「高齢者に関する人権問題」において、「地域で高齢者を支える仕組みをつくる」や「保健・医療・福祉サービスの充実」など高齢者の福祉や生活の安定に関する項目で前回に比べ回答割合が大きくなっている。

また、問 29 の「人権が尊重される社会実現のために特に必要なこと」としては、学校・家庭・地域での人権教育の充実を求める意見が多くなっている。